

## 平成29年度軽自動車税のグリーン化特例について

昨年度に引き続き、平成29年度も軽自動車税のグリーン化特例を実施することに伴い、3輪及び4輪以上の軽自動車の税率は、最初の新規検査を受けた年月により、適用となる税率が異なりますので、ご注意ください。

### 1 グリーン化特例（重課）

最初の新規検査から13年を経過した3輪及び4輪以上の軽自動車については、下表の【重課税率】が適用されます。なお、平成29年度に重課対象となる車両は平成16年3月31日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載の「初度検査年月」が「平成16年3月」以前）です。

車種区分			税率（年税額）		
			【旧税率】 平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	【新税率】 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	【重課税率】 最初の新規検査から13年を経過した車両
3輪			3,100円	3,900円	4,600円
4輪以上	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円

※ 「最初の新規検査」とは、新規検査（新車）のことをいい、新規検査（新車）の実施年月で税率を判定します。なお、最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※ 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は、重課対象から除かれます。

番号 ○○○○○
自動車検査証
平成○○年○○月○○日
軽自動車検査協会

車両番号		交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
		平成 年 月 日	平成 年 月						
車台番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
		人				Kg	cm	cm	cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	後軸重	型式指定番号	類別区分番号			
				Kg					

※ 最初の新規検査年月

## 2 グリーン化特例（軽課）

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査を受けた3輪及び4輪以上の軽自動車（自動車検査証に記載の「初度検査年月」が「平成28年4月」から「平成29年3月」までの車両）で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さいものは、平成29年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）が適用され、軽自動車税が軽減されます。

### ◆グリーン化特例（軽課）の税率

車種区分			税率（年税額）			
			グリーン化特例（軽課）適用軽減率			グリーン化特例（軽課）適用外の車両
			75%軽減	50%軽減	25%軽減	
3輪			1,000円	2,000円	3,000円	3,900円
4輪以上	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円

### ◆グリーン化特例（軽課）の特例税率の適用対象車と適用軽減率

対象車		適用軽減率
電気自動車・排出ガス基準に適合する天然ガス自動車		75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車 ※いずれも平成17年排出基準75%低減達成車（★★★ ★）に限ります。	平成32年度燃費基準+20%達成車（乗用）	50%軽減
	平成27年度燃費基準+35%達成車（貨物用）	
	平成32年度燃費基準達成車（乗用）	25%軽減
	平成27年度燃費基準+15%達成車（貨物用）	

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。